

重要事項説明書

訪問リハビリテーションサービス
(介護予防訪問リハビリテーションサービス)

社会福祉法人溪仁会
コミュニティホーム美唄

R03.10.01

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

施設名	コミュニティホーム美唄 訪問リハビリテーション
開設年月日	令和 3年10月 1日
所在地	美唄市東5条南7丁目5番1号
電話番号	(0126) 66-2001
FAX番号	(0126) 66-2005
介護保健指定番号	0156180028号

(2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の目的と運営方針

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所（以下、「事業者」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ② 事業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ③ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外には、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。
- ④ 事業者は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスの提供を受けることができるよう努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導や説明を行うとともに利用者の同意を得て実施します。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者が実施する介護サービスの提供に係る事項以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとします。

(3) 施設の職員体制

職種	法廷必要人数	実配置人数
(1)医師	1人	それぞれ左記の必要人数以上の配置 (入所・通所と兼務)
(2)療法士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1人以上	

(4) 職務内容

- ① 医師は、利用者の身体機能の維持または向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすることおよび利用者の健康管理、その他保健衛生の指導を行ないます。
- ② 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）に基づき、利用者の居宅において理学療法、作業療法又は言語聴覚療法等により、指定訪問リハビリテーション等を行います。

2. 事業内容

(1) 営業日及び営業時間

- ① 毎週月曜日から金曜日までを営業日とします。ただし、祝日（振替休日含む）及び12月30日から1月3日までを除きます。
- ② 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とします。

(2) 通常の事業実施区域

- ① 通常の事業の実施区域を美唄市内とします。

(3) サービスの内容

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示又は主治医意見書による指示に基づき作成した、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施します。
- ② 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めます。
- ③ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこととします。
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を実施した場合は、終了後速やかに利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録することとします。

(4) 各種加算の算定

① 訪問リハビリテーション

リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、サービス体制強化加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

② 介護予防訪問リハビリテーション

サービス体制強化加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所評価加算

3. 利用料金

(1) 別紙利用料金表のとおりとします。

(2) 利用料の支払いについては、毎月10日までに前月分の請求書を発行し、原則として毎月27日にご指定の預金口座からの振替となります。お支払い（口座振替）いただきますと領収書を発行し、翌月の請求書に同封いたします（翌月の利用歴がない場合は領収書のみ発送）。
なお、口座振替の場合も請求書は発行されますのでご承知願います。

4. 緊急時及び事故発生時等の対応

(1) 緊急時の対応等

- ① リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）担当責任者及び施設医師に連絡することとしますが、状況により直ちに救急出動要請を行う場合があります。
- ② 報告を受けた責任者等は、リハビリ職員と連携し主治医への連絡が困難な場合等状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応等

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、ご利用者に対し必要な措置を講じる他、施設医師の医学的判断により医療機関での緊急な受診が必要と判断した場合、救急出動要請を行い、医療機関に搬送します。また、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または、他の専門的機関での診療を依頼します。また、事故発生の際、事故後の対応について指定されたご家族等関係者に連絡するとともに、事故の程度により行政機関等必要な機関に報告を行います。
- ② 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。
- ③ 当施設は、利用者に対するリハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償の手続きを行うこととします。

5. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、ご利用者の状態が、急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

- ・名 称 市立美唄病院
- ・住 所 美唄市西2条北1丁目1番1号

(2) 協力歯科医療機関

- ・名 称 宝崎歯科分院
- ・住 所 美唄市西1条北1丁目1番1号

6. 介護保険にかかる証書類の確認

サービス利用申し込み時において、ご利用者の介護保険被保険者証、負担割合証、を確認させていただきます。

7. カスタマーハラスメントの対応

サービスの利用にあたっては、次の事項を禁止いたします。なお、ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

- (1) 職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。
- (4) その他前各号に準ずる行為。

8. 要望および苦情等の相談

事業者は、苦情受付担当者を配置していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、苦情受付担当者にお申し出いただければ、速やかに対応いたします。

上記の他、事業所内に備え付けております「ご意見箱」をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

【苦情処理の体制と手順および窓口】

苦情を受付した場合は、ご本人・ご家族に詳しい状況を聴取させていただくとともに関係職員からも事実関係を確認した上で、下記のとおり迅速かつ適切に対応させていただきます。

- (1) 苦情受付の内容を「苦情対応記録票」に記載の上、関係職員を召集して苦情内容についての対応策等の協議を行います。
- (2) 協議した結果を苦情を申し出た方へ回答します。
- (3) 解決後、再発防止に役立つよう当施設にて周知・徹底いたします。

◆当施設における苦情解決責任者および窓口担当（電話 0126-66-2001）

苦情解決責任者：リハ課主任 牧野 祐二

リハ課主任 南城 岳

苦情受付責任者：経営管理部経営管理課長 長澤 哲幸

◆北海道国民健康保険団体連合会苦情受付担当（電話 011-231-5161）

◆当施設内で解決困難な場合は、第三者委員会へ申し出ることとします。

第三者委員担当：奥田 龍人 （電話 011-717-6001）

：大能 文昭 （電話 011-281-6113）